

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項 目 名	特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の拡充及び延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	金融事業者・高度金融人材が日本に参入しやすくするため、グローバルな投資運用業者の業務運営方法等に照らして現行制度の適用要件の緩和が必要であることから、税制上の措置の拡充及び延長を求めるもの。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	専ら海外投資家を対象とする金融事業者に対する課税の特例を拡充・延長することで、金融事業者・高度金融人材の日本への参入を促進し、我が国の国際金融センターとしての地位を確立すること。		
	(2) 施策の必要性		
	「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和 2 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「世界に開かれた国際金融センターの実現」が盛り込まれ、各種取組みが行われてきたところ。 本特例の拡充・延長を通じて、金融事業者や高度金融人材の受け入れを加速させることは、国際金融センターとしての地位を確立するために必要である。		
	平年度の減収見込額	—	百 万 円
	(制度自体の減収額)	(—	百 万 円)
	(改正増減収額)	(—	百 万 円)

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	金融事業者及び高度金融人材を呼び込むことで、国際金融センターとしての地位を確立する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	金融事業者に適用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	金融事業者や高度金融人材を呼び込むことを通じた国際金融センターの地位の確立に有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本措置は、我が国が国際的な金融の中心としての地位を確立するための税制上の措置であり、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	現時点で適用実績なし
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本措置は、我が国が国際的な金融の中心としての地位を確立するための税制上の措置であり、妥当である。
	前回要望時の達成目標	金融事業者及び高度金融人材を呼び込むことで、国際金融センターとしての地位を確立する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和３年度税制改正により制度創設